平成２６年（再イ）第１５号

三重県伊勢市二見町光の街1035番地１

再生債務者　大山　晃一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月３日

津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２６年（再イ）第４号

京都府舞鶴市字西吉原97番地１

再生債務者　上野　芳裕

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月３日　京都地方裁判所舞鶴支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第３号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項及び第99条第２項の規定による仮換地指定の通知については送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成 27 年３月 13 日

柏都市計画事業

柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

つくば・千葉常磐担当推進役　海岸　茂美

記

１　氏名及び住所

氏名　小林　とよ

住所　東葛飾郡田中村大室290番地

２　通知の内容

文書番号

柏北部東発指定114―28

平成27年２月16日

従前の宅地

町名及び字名　大室字原畑

地番　268番３　地目　畑

登記簿地積　66㎡

基準地積　71.93㎡

仮換地

街区番号　144街区　画地番号　７画地

地積　58.59㎡

従前の宅地

町名及び字名　大室字前畑

地番　412番　地目　畑

登記簿地積　208㎡

基準地積　226.69㎡

仮換地

街区番号　144街区　画地番号　５画地

地積　136.05㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成27年４月１日

仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。

注意

１　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

２　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。)

２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 10 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 27 年３月 13 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
四国横断自動車道阿南四万十線	徳島県徳島市川内町鈴江東16番６から 徳島県鳴門市大津町大代字東口1548番２まで

２．指定する期日

平成27年３月14日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上走行すること。

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 27 年阪神高速公告第８号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成27年３月14日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 27 年３月 13 日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　山澤　倶和

記

記Ⅰ〔１〕４⑭⑥イ中「2014 AUTUMN」を「2015 SPRING」に改め、同イｃ中「平成26年10月18日」を「平成27年３月14日」に、「平成26年11月24日」を「平成27年４月12日」に、「、日曜日及び祝日」を「及び日曜日」に改める。